

風水害から 身を守ろう!

近年、大雨や台風による災害の規模が大きくなっており、町においても、昨年の9月23日の「台風15号」と今年の6月2日に発生した「台風2号」の影響による大雨により、気象庁から線状降水帯*1の発生や土砂災害警戒情報*2が発表され、道路が冠水するなど、多数の被害が発生しました。今まで被害にあわなかったからといって、油断は禁物です。平常時にこそ、風水害が発生した時に何が必要か、どのように行動すべきかを考え、準備することで被害を最小限に抑えましょう!

*1 次々と発生する発達した雨雲(積乱雲)が列をなし、組織化した積乱雲群によって、数時間にわたってほぼ同じ場所を通過または停滞する、線状に伸び、強い降雨をともなう雨域のこと。

*2 大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、「警戒レベル4」に相当する。

写真：台風2号の影響による大雨
県道安城幸田線(高力区)にて
立ち往生している自動車

まずは**情報収集**を!

大雨や台風は、いつ、どこで、どのくらいの強さで発生するか、ある程度予想することができます。テレビやラジオ、気象庁のホームページ(キキクルで検索)などで最新の防災気象情報を収集するように心掛け、**安全を確保するために早めに行動しましょう。**

日頃の**備え**を万全に!

まずは、町が作成した**ハザードマップ(風水害対策)**などを参考に、危険箇所や避難のタイミング、最寄りの避難所、安全な避難ルートなどを確認し、非常持ち出し品の準備をしておきましょう。

また、避難指示などの緊急情報を知るために、**こうたタウンメール**へ登録しましょう。そうすれば、外出している場合でも、防災無線放送の内容をメール(文字)で確認することができます。



ハザードマップの配布や
こうたタウンメールの
登録は、防災安全課
(役場3階7番窓口)で
対応しています。
町のホームページにも
掲載しています。

写真：台風2号の影響による大雨
足後川(海谷区)の護岸ブロック崩壊



写真：台風2号の影響による大雨
町道逆川深溝2号線（逆川区）の路面損壊

町から発令される避難情報を確認し、**行動**しましょう！

町から避難指示などの避難情報が発令された場合、**安全な場所にいるとき以外は、避難所などへ速やかに避難してください。**避難情報が発令されていなくても、避難に時間を要する人やその支援者は、早めに自主避難しましょう。
ただし、大雨や浸水の中での避難が危険な場合は、自宅の高い階に避難したり、その場に留まったりするなど、**周りの状況を慎重に判断して行動しましょう。**

風水害の際に開設する避難所

町が開設する避難所は町内6小学校と幸田高校です。開設の準備が整い次第、防災無線やこうしたタウンメール、ホームページでお知らせします。

学校名	住所
坂崎小学校	坂崎字揚り山31番地
幸田小学校	大草字三ツ石18番地
中央小学校	横落字北門1番地
荻谷小学校	芦谷字東山1番地
深溝小学校	深溝字南道祖神11番地
豊坂小学校	野場字鷄島55番地
幸田高校	高力字神山78番地

食料や飲料、毛布など、自分に必要な物を持って避難してください。

避難情報	取るべき行動
警戒レベル5 緊急安全確保 *1	命の危険 直ちに安全確保!!
↓この時点で必ず避難!!↓	
警戒レベル4 避難指示	危険な場所から 全員避難
警戒レベル3 高齢者等避難 *2	高齢者などは危険な場所から避難

*1 災害の発生状況は確実に把握できるものではないため、「緊急安全確保」は必ず発令される情報ではありません。
*2 「高齢者等避難」は、高齢者以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

風水害にあわれた場合の支援について

被害の程度によって、税の減免や支援金などを受け取れる場合があります。

要件などの詳細については各問合せ先までご確認ください。



町ホームページはこちら

*支援メニューの一部を抜粋して掲載していません。そのほかの支援内容については町ホームページをご確認ください。

問合せ

防災安全課
安全テラスグループ
☎ (0564) 62-1111(内線373)
FAX (0564) 63-5139

支援メニュー	支援内容	問合せ先
り災証明書の交付	各種手続きに必要な、り災証明書の発行	企画政策課 政策グループ 内線334 (役場3階2番窓口)
被災証明書の交付	各種手続きに必要な、被災証明書の発行	
個人町民税の減免	床上浸水などによる住宅または家財の損害の程度により、個人町民税・固定資産税・都市計画税の納期未到来分について、一定割合減免	・税務課 町民税グループ 内線161・162 ・税務課 資産税グループ 内線163・164 (役場1階6番窓口)
国民健康保険税の減免	被害の程度などにより減免割合を決定	・保険医療課 国保年金グループ 内線141～143 ・保険医療課 医療グループ 内線144～146 (役場1階4番窓口)
後期高齢者医療保険料の減免	被害の程度などにより減免割合を決定	福祉課 介護保険グループ 内線156・157(役場1階5番窓口)
介護保険料の減免	被害の程度などにより減免割合を決定	福祉課 包括ケアグループ 内線153～155 (役場1階5番窓口)
災害見舞金の支給	準世帯や普通世帯に対し見舞金の支給 *「準世帯」とは、工場等の寄宿舎、寮など *「普通世帯」とは、準世帯以外の世帯	・幸田土地改良区 内線268(役場2階13番窓口) ・産業振興課 土地改良グループ 内線266・267(役場2階12番窓口)
農地被害の復旧支援	農地の崩れ、土砂の流入などで被害を受けた農地の復旧にかかる費用の一部を補助	